

関西電力病院の倫理綱領

制定 平成16年 7月22日

改定 平成22年12月16日

関西電力病院職員は、「ヘルシンキ宣言」に基づき、生命の尊厳と人権擁護を共有し、全ての患者さまの最善の利益のため行動しなければならない。そのため医療人として自己研鑽により医療の安全と質の向上に最善の努力をしなければならない。この使命を果たすため、以下の倫理綱領を定める。

1. 生命の尊厳

- ・ 全ての病める人々に生命尊厳の念をもって接し、最高の医療を提供します。

2. 患者さま本位

- ・ 患者さまの権利と個人情報の守秘義務を徹底します。
- ・ 病気について知る権利を十分保障し、治療における自己決定権を守るため、患者さまが理解できる言葉で説明します。

3. 医療の安全と質の向上

- ・ 病院の上記の基本的使命を達成するため、絶えず医療の質と安全の向上に努めます。
- ・ 医療の尊厳と責任を自覚し、自己の研鑽に励みます。
- ・ 医療者間の協力関係を築き、チーム医療により最高の医療を提供します。

4. コンプライアンス

- ・ 医療記録の重要性を十分認識し、適正な記録管理を行ない、医療の透明性を確保します。
- ・ 良識ある医療人として法規範を遵守し、法秩序の形成に努めます。